

厚岸町選挙管理委員会告示第82号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条の規定により読み替えて準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年10月20日から平成27年11月3日まで縦覧に供する選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

平成27年10月9日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室 美 津 雄



記

縦覧場所 厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町役場内 厚岸町選挙管理委員会事務室